

住民監査請求監査結果

第1 請求人

住所・氏名 略

第2 請求の受理

平成27年6月26日付で提出のあった本件請求については、法第242条の要件を具備しているものと認め、平成27年6月29日（補正 平成27年7月29日）にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求の趣旨（住民監査請求書の原文のとおり）

第1 ホームヘルプサービスの不正受給

1 受給を受けている事業

△△△△法人□□□（東京都立川市・町・丁目・番・号 以下「本法人」という）の◇◇を務める〇〇〇〇（以下「〇〇」という）は、自身も障害者であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者自立支援法」という）に基づく障害福祉サービスの支給を立川市から受けている。

2 就労時間中にサービスを受けることの違法性

しかし、以下の通り、同法に基づくサービスは、就労時間中においては受けることができない。

即ち、障害者自立支援法5条に示されている介護について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）は、介護の対象につき、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」旨定めている。

そして、何らかの報酬を受け取って活動している時間内は、就労、即ち「営業活動等の経済活動に係る外出」と認められ、同法に基づくサービスを受け取ることはできない。

3 不正受給

〇〇は、本法人の◇◇として、報酬を受け取って活動している時間があるにも関わらず、請求人が把握している期間に限定しても、2004年(平成16年)から2014年(平成26年)3月までの間、立川市から24時間分の障害福祉サービスを受け取っている。

例えば、請求人と面識のある本法人の元従業員は、〇〇が平日に、本法人の業務や本法人が運営する施設の業務を行いながら同法に基づくサービスである介助を受けているのを目の当たりにしている(資料1)。〇〇が「事業所の▽▽や◇◇◇として賃金を受けながら職務を行っている時間も、自立支援法等を利用していた」ことを把握している本法人の従業員(当時)も存在する(資料3)。

また、請求人自身、2008年(平成20年)1月から6月まで本法人で就労し、〇〇の介助に従事していたが、その時間内に、〇〇は本法人の事務所や本法人が運営する複数の施設への出勤や移動、本法人に関する事務作業など、本法人の◇◇としての職務に従事していたことを直接体験している。

この問題については、本法人の従業員(当時)がヘルパーからの訴えを聞き、〇〇に同法に基づくサービスの使い方について疑問を述べたことがあるが、〇〇は「◇◇◇は報酬をもらっていない。無給である」と答え、問題はない旨返答したが、後に〇〇が本法人から報酬をもらっており、上記返答が虚偽であることが明らかとなった(資料2)。

第2 立川市議会における答弁

立川市議会の平成23年9月の定例会(同年9月26日)及び平成24年3月の定例会(同年3月16日)において、堀江重宏議員から、〇〇の不正受給の問題につき質問がなされた。

それに対し、立川市の中村忠福祉保健部長は、平成23年9月の定例会で「東京都を通じて厚労省に確認しましたところ、何らかの報酬を得ているならば就労とみなすというものであり、したがってこの場合、障害福祉サービスの提供はできないということになります。」、「ある△△△△法人の御指摘の件につきましては、就労中に障害福祉サービスとしてホームヘルプサービスの派遣を受けているという実態が確認されましたので、是正に向け必要な措置を講じる予定でございます。」と答弁している。

そして、平成 24 年 3 月の定例会では、「障害者自立支援法の運用については、何らかの報酬を受け取っている場合は就労と認められ、ホームヘルプサービスの派遣を受けることはできないとされております。昨年の 9 月議会でも答弁いたしましたとおり、ホームヘルプサービスの派遣を受けながら就労している実態が確認された場合は、今後も是正してまいりたいと考えております。ホームヘルプサービスの給付費の返還につきましては、国や都と協議の上、適切に行ってまいりたいと考えております。」、「ホームヘルプサービスの返還につきましては、これは国のお金が 2 分の 1、都のお金が 4 分の 1 入っていますので、国や都と協議の上、適切に対応してまいります。」と答弁している(資料 6)。

つまり、立川市は、就労(報酬を得ながらの活動)をしながら 24 時間分の障害福祉サービスを受給することは違法であることを認めている。

それだけでなく、平成 23 年 9 月の定例会の時点で、中村忠福祉保健部長は、「ある△△△△法人(引用者註:本法人のこと)の御指摘の件につきましては、就労中に障害福祉サービスとしてホームヘルプサービスの派遣を受けているという実態が確認されましたので、是正に向け必要な措置を講じる予定でございます。」と答弁しており(資料 5)、上記の違法な障害福祉サービスを受給している実態があることを認めている。

第 3 別件の住民監査請求

1 立川市のその後の対応

しかし、上記各答弁の後、立川市が、〇〇に対し、同人が違法に受け取った給付の返還を請求するなどの具体的な権利行使をしたかどうかについて、立川市は上記質問がなされた市議会においても、他の機会においても、一切説明をしていない。

2 別件の住民監査請求とその結果

そこで、△△△△は、2014 年(平成 26 年) 4 月 16 日、立川市監査委員に対し、上記請求を怠る事実の違法確認を求める住民監査請求を行った(以下「別件監査請求」という)(資料 7)

3 別件監査請求の結果

立川市監査委員は、別件監査請求を受け、2014年6月10日、立川市長に対し、「平成21年度から平成23年度の3年間については、上記の聴取により〇〇氏に是正させた内容に基づき、就労中に受給したホームヘルプサービスの重複時間を特定し、立川市が支出した障害福祉サービスの支給額を特定し、平成26年8月11日までに、不当利得返還請求に基づく返還請求権ないし不法行為に基づく損害賠償請求権を行使するよう勧告する」旨の決定を行った（以下「別件決定」という）（資料8）

そして、別件決定は、立川市長に対し、上記の「措置期限までに講じた措置の状況について、平成26年8月18日までに監査委員に通知」することを義務づけている（資料8）

4 立川市による措置報告とその違法性

(1) 報告の通知

立川市長は、別件決定を受け、同年8月18日付で監査委員に上記措置について報告を行った（資料9）。

(2) 報告の内容

立川市長は、同報告において、同年7月28日、〇〇に「返還を求める通知『ホームヘルパー派遣費助成費の返還について（依頼）』、〇〇氏と調整し重複時間を特定した明細書及び返還金納付のための納付書を〇〇氏に直接手渡した」旨報告している（資料9）。そして、同報告によると、被告が返還請求をした額は54万6028円、就労と重複した時間が274時間30分とされている。

(3) 報告の違法性

しかし、立川市長による上記報告は、〇〇が立川市に対し行った不正受給を過小評価し、その結果、立川市の〇〇に対する債権を過小に算出していると言わざるを得ない。根拠は以下の通りである。

別件決定は、「平成21年度から平成23年度の3年間」について重複受給の時間を特定した上で、不当利得返還請求権ないし損害賠償請求権を行使することを勧告している。

然るに、立川市長は、「就労と重複した時間」が274時間30分と認定しているが、これは年平均に換算すると91時間30分、月平均に換算すると7時間37分30秒、さらに週平均に換算すると約1時間43分（1か月を31日として換算した場合）ということになる。

しかし、立川市長の上記事実認定は、「(△△△が) 事務担当として勤務を行っている期間だけでも、水曜日、金曜日の9時～18時に」〇〇が介助者をつけて本件法人の業務に従事しているところを見ていること(資料1)や、請求人をはじめとする本法人の元従業員らが実際に目の当たりにしている〇〇の本法人における就労実態は、立川市長が認定した「就労と重複した時間」と著しく乖離していると言わざるを得ない。

加えて、上記告示は、「通勤」もサービスの受給対象から除外されると規定しているところ、重複受給時間が「□□□□□の定例会議の出席時間」である「毎週月曜日、午前10時から12時まで」に限られるとしても、当該事務所へ出退勤する時間が必要であることは明らかであるが、立川市長による重複時間の計算はその「通勤」の時間が漏れており、少なくともこの点で〇〇に対する債権の額を過小に算出していることは明らかである。

立川市長は、別件決定が〇〇の「ホームヘルプサービスの重複時間を特定」することを求める勧告に反し、「重複時間」を正しく特定せず、むしろ過小に「特定」して、立川市の有する債権額を低く算定したものとわざるを得ない。

第4 怠る事実の存在

1 立川市の有する権利

立川市は、〇〇が報酬を得て活動していた時間（上記告示にいう「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」）において受給した障害福祉サービスの分につき、〇〇に対し、不当利得返還請求権に基づく返還請求権ないし不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

2 権利の行使が不十分である

しかし、立川市長は、別件決定にもかかわらず、〇〇に対する不当利得返還請求権ないし不法行為に基づく損害賠償請求権を過小に算定し、本来請求すべき額と異なる請求をしたものである。立川市長の措置は別件決定の勧告

に従ったものとはいえ、立川市長は立川市の有する債権につき違法に請求を怠ったものといわざるを得ない。

上記の通り、地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求します。

(※注 以上が、「住民監査請求書」の原文)

2 資料（事実証明書）

- (1) 陳述書（△△△△）
- (2) 陳述書（△△△△）
- (3) 陳述書（△△△△）
- (4) 陳述書（△△△△）
- (5) 市議会議事録（平成 23 年 9 月定例会）
- (6) 市議会議事録（平成 24 年 3 月定例会）
- (7) 住民監査請求書（平成 26 年 4 月 16 日）
- (8) 住民監査請求監査結果について（平成 26 年 6 月 10 日）
- (9) 住民監査請求監査結果に基づく講じた措置について
(平成 26 年 8 月 21 日)

3 監査対象事項

平成 26 年 4 月 16 日付で提出された「ホームヘルプサービスの不正受給」に関する住民監査請求において、監査結果の勧告に基づき、立川市は、就労中に受給したホームヘルプサービスの重複時間を特定し不正受給額を算出した後、対象者に返還請求し、これを受領した。

しかし、返還請求にあたり就労中に受給したホームヘルプサービスの重複時間の特定が過小であること、また、就労に伴う通勤時間が算入されていないことなど、不正受給に係る返還請求額が過小であり、立川市長は立川市の有する債権の請求を怠っており、必要な措置を取るよう求める。

4 監査対象部課

立川市福祉保健部障害福祉課を監査の対象とした。

第4 監査の方法

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成27年7月29日、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人及び代理人は陳述を行った。

また、立会人として関係職員4名が出席した。

2 関係職員の陳述

平成27年7月29日、福祉保健部長、障害福祉課長、担当主査、及び子ども家庭部長（元障害福祉課長）から陳述の聴取を行った。

また、立会人として請求人及び代理人が出席した。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求について、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求については、請求に論拠がないものとして棄却する。

以下、その判断理由について述べる。

2 理由

まず、平成26年4月16日付で住民監査請求のあった「ホームヘルプサービスの不正受給」の監査の際に事実証明書類が提出されているが、今回の住民監査請求では、就労とホームヘルプサービス受給の重複を特定する新たな証拠の提出がなされていない。また、平成27年7月29日、請求人における陳述の機会を設けた際に、監査委員から請求人に対し、既に提出された「陳述書」の書面の中で陳述者が介助を行った際に、就労とホームヘルプサービス受給の重複を確認したとあることから、陳述者の勤務の実態が明らかとなる客観的な証拠書類の提出を求めたが提出されず、重複時間の特定などについて監査することが困難である。

さらに、現在、本件については既に司法の場において係争中であることから、司法の判断を尊重し、これに委ねることが妥当であり、加えて、住民監査請求については、住民訴訟を提起する際の前置制度という側面を有してはいるが、既に、住民の権利は保障されているものとする。

以上のことから、本件請求については、棄却とする。